

広島県国民保護協議会

次 第

日 時 平成 19 年 5 月 14 日 (月)

15 : 00 ~

場 所 広島県庁 本館 6 階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

国民保護をめぐる取組み状況

(2) 協議事項

広島県国民保護計画の改正について

4 閉 会

【配布資料】

資料 1 国民保護をめぐる広島県の取組み状況

資料 2 広島県国民保護計画改正案

参考資料 広島県国民保護計画 (パンフレット)

参考資料 有事における国民保護のための仕組み

国民保護をめぐる広島県の取組み状況

1 これまでの取組み

① 避難施設の指定（H18年3月）

- ・広島市以外の972施設を指定

※政令指定都市の避難施設は当該政令指定都市の市長が指定

② 広報・啓発

- ・パンフレットの作成・配布
- ・県ホームページに「国民保護法に関する広島県の取組みについて」を掲載

③ 市町国民保護計画作成に向けた調整・協議

広島県内市町の国民保護計画作成状況

市町数	作成済み市町数	作成中市町数
23	22	1

④ 指定地方公共機関の国民保護業務計画作成支援

広島県が指定した地方公共機関における業務計画作成状況

指定公共機関数	作成済み機関数	作成中機関数
26	23	3

2 今後の取組み予定

① 訓練の実施

- ・今年度中の訓練実施に向け，国と協議中
- ・訓練内容は，国・県・市町等が参加した図上訓練の予定

② 広報・啓発

- ・訓練実施に合わせ，重点的に広報・啓発活動を実施

③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備促進

- ・国や市町と連携し，整備を促進

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは

対処に時間的余裕のない場合に備え，人工衛星を用いて情報を送信し，市町の行政無線を自動起動することにより，国からの情報を瞬時に住民に伝達するシステム

広島県国民保護計画の改正概要

1 現地調整所に関する記述の追加

- (1) 県による現地調整所の設置に関する記述の追加
国民保護に関する措置を行っている現地における関係機関の連絡調整・情報共有を図るため、県が現地調整所を設置する場合について記述を追加する。
- (2) 市町による現地調整所の設置に関する記述の追加
市町が現地調整所を設置した場合の県の協力について記述を追加する。

2 県の初動体制の整備

県の24時間情報収集・連絡体制の整備を反映させるとともに、初動体制についてより分かりやすい記載とする。

3 全国瞬時警報システムの導入環境の整備

国や市町と連携して導入促進を図ることとしている全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入環境の整備について明記する。

4 安否情報省令改正の反映

安否情報省令の改正に合わせ、収集する安否情報の項目を変更するほか、収集や回答の様式を追加する。

5 組織改正の反映、データ更新等

県の組織改正や、防衛省、地方環境事務所の設置、指定公共機関の会社名の変更に伴う修正等を行うほか、人口等のデータを最新のものに更新する。

※新旧対照表の添付は省略します。